

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日は、
日曜日は、
当分の翌日)

目 次

◇ 規 則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例附則第二項ただし書の規則で定める日を定める規則(〃)

規 則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成四年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十八号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号。以下「条例」という。)の施行期日は、平成四年十二月二十五日とする。ただし、条例第一条中職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十六条の二第一項の改正規定の施行期日は、平成五年一月一日とする。

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例附則第二項ただし書の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成四年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十九号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例附則第二項ただし書の規則で定める日を定める規則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号)附則第

二項ただし書の規則で定める日は、平成五年一月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】